

一、新入の技士や若手集まる物は今回の解決を以て對  
して優先権を與ふる事

右に對し会社側は亦一、否は拒絶し他の條件は考  
慮する可しと回答を與へる會見を終る

十三日

午後一時會見

会社側は要項條件を撤回するを前提とし会社  
側の身名を総額で生身者十四日分一年に付  
日然の二十日分を統の外金一割と十三日内換  
供するを述べ解決しは如何と決するが代表  
者等は一般解と協済の止回答する可しと會見  
を終る

十五日

会社側は工場を閉鎖す

同日以後會見無し

十七日

社内外十名 解決す

会社側 臨時期に及し 能一度にあげたるため 罷業團側

は情を短販の意時ありし結果に勉めざるが十五日

工場閉鎖以来 組合本部 議團本部 集

合 今後の對策を満ちつゝあるが結果は 解決す  
者の妥協に 解決すすすし 漸く相互に 氷い  
よし思はる